

バングラデシュ人民共和国

2022年4月1日

牛島総合法律事務所 弁護士 [影島広泰](#)
 同 [柳田 忍](#)
 同 [近藤綾香](#)

<元となった調査報告書の作成者>

調査日	2022年3月26日
法律事務所	DOULAH & DOULAH (http://www.doulah.net/)
担当弁護士	A.B.M. Nasirud Doulah, Partner
連絡先	ndoulah@doulah.net, +8801711506015

個人情報保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令として、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 2006年バングラデシュ情報通信技術法 (Bangladesh Information & Communication Technology Act, 2006) <ul style="list-style-type: none"> - URL : http://bdlaws.minlaw.gov.bd/act-950.html?lang=en - 施行状況：2006年10月8日制定、同年11月施行 - 対象機関：公的部門及び民間部門 - 対象情報：明確に定められていない ■ 2018年バングラデシュ・デジタル・セキュリティ法 (Bangladesh Digital Security Act, 2018) <ul style="list-style-type: none"> - URL : https://www.cirt.gov.bd/wp-content/uploads/2020/02/Digital-Security-Act-2020.pdf - 施行状況：2019年9月30日施行 - 対象機関：公的部門及び民間部門 - 対象情報：生物学的情報、物理的情報、又はそれ自体若しくは他の情報と共同で個人（法人を含む。）やシステムを識別できるあらゆる情報 		
個人情報保護に関する制度についての指標となり得る情報	<p>EUの十分性認定：なし APECのCBPRシステム：なし</p>		
OECD プライバシーガイドライン8原則に対	<p>OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p>		
	① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。	

<p>応する事業者等の義務又は本人の権利</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="456 147 775 197">② データ内容の原則</td> <td data-bbox="775 147 1342 197">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 197 775 246">③ 目的明確化の原則</td> <td data-bbox="775 197 1342 246">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 246 775 295">④ 利用制限の原則</td> <td data-bbox="775 246 1342 295">上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 295 775 344">⑤ 安全保護の原則</td> <td data-bbox="775 295 1342 344">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 344 775 394">⑥ 公開の原則</td> <td data-bbox="775 344 1342 394">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 394 775 443">⑦ 個人参加の原則</td> <td data-bbox="775 394 1342 443">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 443 775 577">⑧ 責任の原則</td> <td data-bbox="775 443 1342 577">2009年消費者権利保護法（Consumers' Rights Protection Act, 2009）に一部規定されている。</td> </tr> </table>	② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。	③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。	④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。	⑤ 安全保護の原則	該当する規定は不見当である。	⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。	⑦ 個人参加の原則	該当する規定は不見当である。	⑧ 責任の原則	2009年消費者権利保護法（Consumers' Rights Protection Act, 2009）に一部規定されている。
② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。														
③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。														
④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。														
⑤ 安全保護の原則	該当する規定は不見当である。														
⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。														
⑦ 個人参加の原則	該当する規定は不見当である。														
⑧ 責任の原則	2009年消費者権利保護法（Consumers' Rights Protection Act, 2009）に一部規定されている。														
<p>その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> - ■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> ① 2006年バングラデシュ情報通信技術法 (Bangladesh Information & Communication Technology Act, 2006) <ul style="list-style-type: none"> - 情報通信技術法により、バングラデシュ政府は、一定の条件が満たされることを条件に、データを傍受する権限を有している。特に、情報通信技術法第46条は、プライバシー及び情報の秘密性の保持の一般規則の例外として、以下の利益のために傍受が必要であると認められる場合、政府がデータを傍受することができる」と規定している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家の主権、領土保全、又は安全保障。 ・ 外国との友好関係 ・ 公の秩序 ・ 上記に関連する認知可能な犯罪遂行の扇動を防止するため ・ 犯罪の捜査のため - 政府は、命令により、適切な政府当局の機関に、コンピュータリソースで生成、送信、受信、又は保存された情報を傍受、監視、又は解読するよう指示し、又は傍受、監視、又は解読させることができる。また、情報通信技術法第46条は、あらゆるコンピュータリソース内の個人的な性質を持つ情報を含むあらゆる情報を傍受、監視、解読する権限を政府に与えている。情報が公共の利益のために開示されるべきものである場合、政府はその情報の開示を要求することができる。国家の安全保障違反、法律や法的義務違反、詐欺行為といった反国家的活動に関する情報は、このカテゴリーに含まれる場合がある。 - 上記の状況下において、政府によって任命された管理者は、情報の解読、傍受、及び監視のための設備を拡張するよう署名者に指示することができる。情報通信技術法第69条の範囲には、サイバー犯罪 														

を捜査する目的の復号化に加え、傍受と監視の両方が含まれる。データ管理者は、バングラデシュ政府出版局による通知、又は電子官報での通知により、コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータネットワークが保護されたシステムであると宣言し、該当する人物に保護システムへのアクセスを認める権限を付与することができる。

② デジタルセキュリティ法

- ディレクタージェネラルの管轄下にある対象に関し、データ又は情報がデジタルメディアで公開又は伝播され、データセキュリティを脅かす場合、デジタルセキュリティ法に基づき、ディレクタージェネラルは関連する規制当局に当該データ又は情報の削除又はブロックを適宜要請することができる。

③ 電気通信法

- 2001年電気通信法（BTA）第97条に基づき、国家の安全及び公の秩序を理由として、政府は特定の政府当局（情報機関、国家安全保障機関、捜査機関、法執行機関の役員）に対し、データ送信又は音声通話を停止又は禁止し、電気通信サービスの加入者に関するユーザー情報を記録又は収集できる権限を与えることができる。この広範な規定は、傍受できる権限を包含している。関連する電気通信事業者は、当局がこのような権限を行使する際に、全面的に協力しなければならないとされている。電気通信法は、これらの権限に時間的な制限を設けていないため、傍受は、傍受を実施する機関が決定する限り続く可能性がある。
- 電気通信法第97条において認められた、国家安全保障と公の秩序を理由とする広範な権限により、政府は電気通信事業者に対して、特定のユーザーの通信に関する記録を保存するよう要求することができる。しかし、当該要求を行うかどうかを検討する際、関連する政府機関は、情報を保存するための事業者の技術的資源と能力を考慮する必要がある。

当事務所は、調査結果の正確性や妥当性について責任を負いませんので、調査結果のご利用は自らのご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。

牛島総合法律事務所による「外国の個人情報の保護に関する制度」の調査結果は以下に掲載しております。

https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign_pi_legislation/